

2 安城市多文化共生プラン策定審議会規則

平成29年3月31日安城市規則第6号

安城市多文化共生プラン策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例(平成25年安城市条例第34号)第5条の規定に基づき、安城市多文化共生プラン策定審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。